

令和7年度 墨田区立押上小学校 いじめ防止基本方針

墨田区立押上小学校
校長 島田 和久

1 はじめに

いじめ防止対策推進法第2条（平成25年法律第71号）では、「いじめ」を次のように定義する。「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、児童が心身の苦痛を感じているもの」である。

国、地方公共団体及び学校の主体はいじめ防止のための対策に関する基本的な方針を策定する義務がある。学校は、いじめ防止等のための組織を置き、年間計画に基づいた指導を行う。重大事態発生時は、事実確認のための調査と区長への報告の義務が生じる。

「重大事態」とは、「①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、 ②いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされていると疑いがあると認めるとき」である。

本校は、「墨田区いじめ防止対策推進条例」に基づき、「いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめ問題への基本的な考え方

(1) いじめ問題

いじめは、児童等の生命並びに心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものである。とりわけ、子供の尊い命が失われることはあってはならない事態である。いじめはどの学校にもどの学級にも起こりえるという認識が不可欠である。全ての子供が優しさや思いやりの心を大切にし、すべての児童が安全に安心して学校生活を送ることができるよう「いじめ防止基本方針」を定める。

(2) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

(3) 学校及び教職員の責務

教職員は保護者・関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組み、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する職責を有する。

(4) 保護者の責務

- ① 保護者は、子の教育の一義的責任を有する者であって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導、その他の指導を行うよう努める。
- ② 保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合は、適切に、当該児童をいじめから保護するよう努める。
- ③ 保護者は、本校が講ずるいじめの防止のための措置に協力するよう努める。

(5) いじめ防止の取組の徹底

「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4段階での取り組みを徹底する。

(6) いじめ問題対応への4つのポイント

- ① 教員の指導力の向上と組織的対応
- ② 児童からの声を確実に受け止め、児童を守り通す。
- ③ いじめを鋭く見抜き、声を上げられる学校づくり
- ④ 保護者・地域・関係機関との緊密な連携

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

① 設置の目的

学校は、当該学校におけるいじめ防止の未然防止における指導・早期発見・早期対応のための調査を行う組織として「学校いじめ対策委員会」を置く。

② 委員会の構成

校長・副校長・教務主任・生活指導主任・研究主任・保健主任・学年主任・その他事案内容によって校長が必要と認める者（S C等）

③ 所掌事項

本委員会は、次の事項について協議する。

- ア いじめ未然防止に関すること
- イ いじめの発生を認知した場合の具体的対策
- ウ 家庭及び関係機関との連携

(2) 学校サポートチーム

① 設置の目的

学校は、いじめの未然防止及び発生時における対応機関として学校サポートチームを置く。

② 所掌事項

- ア 校外のいじめ未然防止対策に関すること
- イ 家庭・地域との連携によるいじめの未然防止対策に関わること
- ウ いじめ発生時における具体的な対応に関すること
- エ いじめ発生時における家庭・関係機関との連携にかかわること

③ 会議

学校運営連絡協議会と兼ね、年3回、定例会議を行う。

④ 委員構成

校長、副校長、
P T A会長 学校運営連絡協議会委員、民生児童委員、青少年委員

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

① 指導の重点

- ア 自尊感情や自己有用感を高める人権教育や道徳教育やキャリア教育を行う。
- イ 自己の役割や責任を自覚し、互いの関係や絆を深める異年齢集団による活動(たてわり活動)を行う。
- ウ いじめが起きないように規律ある学級や学校を作る。
- エ 毎週1回、生活指導朝会で情報交換を行い、全教職員が全児童の学級担任である自覚をもって、共通した指導を行う。
- オ ユニバーサルデザインの授業、即ち、見通しのある授業、視覚的に工夫されている授業、交流のあるわかる授業を行い、考える力を向上させる。
- カ インターネットを通じて行われるいじめが発生しないように、情報モラルの教育を徹底し、道徳の授業の充実やSNS東京ノートの活用を進める。
- キ 児童がいじめ防止講座(いじめ防止授業、道徳授業地区公開講座等)で学び、主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような取り組みを推進する。

② 保護者との連携

- ア 個人面談、保護者会、学校公開を定期的に行い、児童の家庭での様子を知り、保護者と情報を共有する。
- イ スクールカウンセラーを活用した教育相談を一層進める。
- ウ いじめ防止のための啓発活動を推進する。

(2) 早期発見のための取組

① 保護者及び関係官庁等との連携による早期発見のための取組

ア 保護者等との連携

個人面談・保護者会・学校公開等、あらゆる機会を通じて、保護者(近隣住民含む)等との情報共有に努め早期発見に取り組む。

イ 関係官庁等との連携

教育委員会・スクールカウンセラー・警察・児童相談所などとの連携を強化するよう努め早期発見に取り組む。

② その他の取り組み

- ア 児童の言動に留意する。
- イ 児童又は保護者から定期的又は状況に応じ必要な場合は、調査(アンケート含む)などを行う。(6月、10月、2月のふれあい月間には調査を行う。)
- ウ i-check(アイチェック)を行い、指導に活用する。
- エ その他、学校いじめ対策委員会が必要と判断した取組(個別ヒヤリング含む)等を行う。
- オ 学校は月1回、いじめの有無について墨田区教育委員会に対して報告を行う。

③ 早期発見のための年間計画

(3) 早期対応のための取組

- ① 学校いじめ対策委員会を核として対応する。
 - ア 把握した情報に基づき、検証・確認等を行い、事実を把握する。
 - イ 前記「ア」により、いじめの可能性が高い場合、実態把握・状況把握に努め、役割分担を明確化する。
- ② 被害児童、加害児童・その他関係児童に対する取組
 - ア 保護者と連携して、被害児童らの安全確保と心のケアに努める。
 - イ 保護者と連携して、加害児童らに対する継続的な指導の取組を行う。
 - ウ 学校いじめ対策委員会が必要と認めた場合、行政・司法機関の助言等を求める。
- ③ 墨田区教育委員会・関係機関との連携
 - ア 墨田区教育委員会へ報告し、墨田区教育委員会による支援を受ける。
 - イ 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所との連携・協力を図る。
- ④ 保護者・地域との連携
 - ア 学校いじめ対策保護者会の開催やP T Aを活用した取組を行う。

(4) 重大事態への対処

墨田区いじめ防止対策推進条例に基づき第三者委員会を発足させて、事態の把握及び対策を講ずる。墨田区教育委員会の指示を受けて対処を講ずる。

5 教職員研修計画

- (1) 職員会議等で「押上小学校いじめ防止基本方針」を徹底する。
- (2) 研修会を実施し、教職員の意識改革を図り、指導力を向上させる。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) P T A役員会での啓発を行う。
- (2) 学校便り、学年通信などによる啓発活動を実施する。
- (3) 学校いじめ対策委員会での啓発を行う。

7 地域及び関係機関や団体などとの連携推進の方策

前記3の(2)、4の(2)(3)(4)に示すとおりである。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 毎年、全校児童及び保護者が、学年末にいじめ防止対策について学校評価を行う。
- (2) 毎年、学校運営連絡協議会が、学年末にいじめ防止対策について学校評価を行う。
- (3) 前記(1)、(2)の学校評価を受けて、いじめ防止対策の改善を図る。